

### 第3部

### 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

#### 第1章 第5期及び第1期計画の進捗状況

##### 1 成果目標の進捗状況

###### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和2(2020)年度末までに、平成28(2016)年度末時点の福祉施設入所者174人のうち4人(2.3%)を削減目標としていましたが、令和元(2019)年度末では施設入所者削減数は7人(4.0%)となっています。

また、施設入所からの地域生活移行者の目標を4人(2.3%)と設定していましたが、令和元(2019)年度末では、地域生活移行者数は3人(1.7%)となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①平成28(2016)年度末時点の施設入所者数	174人 (基準値)	174人 (基準値)	—
②令和2(2020)年度末の施設入所者数	170人	167人	—
③施設入所者の削減見込み(①-②)	4人	7人	—
④施設入所者の削減割合(③/①)	2.3%	4.0%	①から2%以上削減
⑤令和2(2020)年度末の施設入所からの地域生活移行者数	4人	3人	—
⑥地域生活移行率(⑤/①)	2.3%	1.7%	①の9%以上

###### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療・福祉関係者による協議の場は、令和元(2019)年度末では未設置となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	0箇所	各市町に協議の場を設置

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備箇所数については、令和元(2019)年度末では未整備となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所	0箇所	各市町に少なくとも1箇所を整備

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和2(2020)年度末において8人を目標としていますが、令和元(2019)年度末では4人となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①平成28(2016)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	5人 (基準値)	5人 (基準値)	—
②令和2(2020)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	8人	4人	—
③一般就労移行割合(②/①)	1.6倍	0.8倍	①の1.5倍以上

#### ② 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者のうち、令和2(2020)年度の就労移行支援事業の利用者を15人とすることを目標としていますが、令和元(2019)年度末では6人となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①平成28(2016)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	12人 (基準値)	12人 (基準値)	—
②令和2(2020)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	15人	6人	—
③利用者数の増加割合(②/①-1)	25.0%	-50.0%	①の2割以上増加

### ③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行率が3割以上の事業所数の割合を50%にすることを目標としていますが、本市においては未達成となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和2(2020)年度末時点の就労移行支援事業所数	—	1箇所	—
②令和2(2020)年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数	—	0箇所	—
③令和2(2020)年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数が全事業所数に占める割合(②/①)	50.0%	0.0%	①の5割以上

### ④ 就労定着支援事業による職場定着率

令和元(2019)年度の就労定着支援の新規利用者は5人ですが、そのうち支援開始1年後の職場定着率は60.0%となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和元(2019)年度中の就労定着支援の新規利用者数	—	5人	—
②上記のうち、支援開始1年後の職場定着率	—	60.0%	①の8割以上

### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

令和元(2019)年度末時点では、児童発達支援センターは未設置となっています。  
重症心身障がい児に対応した事業所は、3箇所確保しています。  
医療的ケア児支援のための協議の場を1箇所設置しています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和2(2020)年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1箇所	0箇所	各市町に少なくとも1箇所以上設置
②令和2(2020)年度末までの保育所等訪問支援体制の整備	1箇所	0箇所	各市町に利用できる体制を構築
③令和2(2020)年度末までの主に重症心身障がい児に対応した事業所数	3箇所	3箇所	各市町に少なくとも1箇所以上確保
④医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1箇所	1箇所	各市町に協議の場を設置

## 2 第5期障がい福祉計画の進捗状況

### (1) 訪問系サービス

居宅介護及び同行援護の利用者数は、増加傾向にあります。

重度訪問介護の利用者数は横ばいで推移していますが、時間数は増加しています。

訪問系サービスの合計をみると、利用者数、時間数共に増加で推移しており、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
居宅介護	人/月	195	217	209
	時間/月	3,622	3,690	3,604
重度訪問介護	人/月	2	2	2
	時間/月	443	621	696
同行援護	人/月	21	25	22
	時間/月	253	249	169
行動援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合 計	人/月	218	244	233
	時間/月	4,318	4,560	4,469

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
合 計	人/月	205	210	215	218	244	233
	時間/月	3,700	3,800	3,900	4,318	4,560	4,469

注：令和2(2020)年度は11月末日現在の実績値(以下同様)

## (2) 日中活動系サービス

生活介護は、利用者数、日数共におおむね計画どおりです。

就労移行支援の利用者数は減少傾向にあり、計画値を下回っています。

就労継続支援（A型）の利用者数はおおむね計画どおりですが、就労継続支援（B型）の利用者数は計画値を下回っています。

療養介護及び短期入所（医療型）の利用者数はおおむね計画どおりですが、短期入所（福祉型）の利用者数は計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
生活介護	人/月	264	267	270	260	265	259
	人日/月	5,400	5,450	5,500	5,291	5,366	5,316
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	0	0	0
	人日/月	20	20	20	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	2	2	1	1	0
	人日/月	40	40	40	6	1	0
就労移行支援	人/月	13	14	15	8	5	6
	人日/月	260	280	300	130	78	96
就労継続支援 (A型)	人/月	36	38	40	36	34	32
	人日/月	720	760	800	672	606	571
就労継続支援 (B型)	人/月	220	235	250	214	220	248
	人日/月	3,800	4,000	4,200	3,722	3,784	4,137
就労定着支援	人/月	0	0	1	1	3	6
療養介護	人/月	32	32	32	32	31	30
短期入所 (福祉型)	人/月	26	26	26	32	32	28
	人日/月	200	200	200	205	247	236
短期入所 (医療型)	人/月	6	6	6	5	6	2
	人日/月	40	40	40	39	45	13

### (3) 居住系サービス

共同生活援助の利用者数は計画値を上回っていますが、施設入所支援の利用者数は計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
自立生活援助	人/月	0	0	1	0	0	0
共同生活援助	人/月	95	95	95	95	100	104
施設入所支援	人/月	173	172	170	169	167	165

### (4) 相談支援

計画相談支援の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
計画相談支援	人/月	117	119	121	120	128	177
地域移行支援	人/月	1	1	1	1	0	0
地域定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0

## (5) 地域生活支援事業

日常生活用具給付等事業については、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、排泄管理支援用具の件数は計画値を下回っていますが、情報・意思疎通支援用具の件数は増加しており、計画値を上回っています。

手話奉仕員養成研修事業の利用者数は減少傾向にあり、計画値を下回っています。

移動支援事業の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っていますが、日中一時支援事業の利用者数は減少傾向にあり、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値			
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	検討	有	有	無	無	無	
自発的活動支援事業	実施の有無	検討	有	有	無	無	有	
相談支援事業	箇所	5	5	5	5	5	5	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1	1	3	1	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	有	無	無	無	
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用者数	人/年	500	500	500	585	587	450
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	10	10	10	4	4	1
	自立生活支援用具	件/年	12	12	12	10	8	7
	在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5	4	7	7
	情報・意思疎通支援用具	件/年	15	15	15	21	32	28
	排泄管理支援用具	件/年	2,000	2,000	2,000	1,852	1,838	1,850
住宅改修費	件/年	3	3	3	4	3	2	
手話奉仕員養成研修事業	人/年	40	40	40	25	14	0	
移動支援事業	人/年	80	80	80	77	90	70	
	時間/年	700	700	700	582	662	600	
地域活動支援センター機能強化事業	I型	箇所	2	2	2	2	2	2
	II型	箇所	-	-	-	-	-	-
	III型	箇所	1	1	1	1	1	0
福祉ホーム事業	箇所	検討	検討	1	0	0	0	
	人/年	検討	検討	1	0	0	0	
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
	人/年	6	6	6	6	6	4	
日中一時支援事業	箇所	11	11	11	11	11	11	
	人/年	80	80	80	75	61	25	
社会参加支援事業	箇所	2	2	2	2	2	1	
障害者虐待防止対策支援事業 (弁護士等派遣要請)	件/年	1	1	1	1	1	0	

### 3 第1期障がい児福祉計画の進捗状況

#### (1) 障害児通所支援

児童発達支援の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

放課後等デイサービスは、利用者数、日数共におおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
児童発達支援	人/月	38	39	40	40	51	54
	人日/月	180	190	200	207	216	228
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	80	85	90	82	85	84
	人日/月	640	680	720	682	706	725
保育所等 訪問支援	人/月	0	0	5	0	0	0
	人日/月	0	0	10	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援	人/月	0	0	2	0	0	0
	人日/月	0	0	10	0	0	0
医療的ケア児調整 コーディネーター 配置人数	人/年	0	0	1	0	0	0

#### (2) 障害児相談支援

障害児相談支援の利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
障害児相談支援	人/月	30	35	40	31	33	39



## 第2章 基本指針の見直しについて

国においては、令和2（2020）年1月に「社会保障審議会障害者部会」が開催され、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが示され、同年5月に告示されました。

「基本指針見直しの主なポイント」として、地域における生活の維持及び継続の推進をはじめ「地域共生社会」の実現に向けた取組、発達障がい者等支援の一層の充実など、計画に加えるべき方向性が示されています。

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画においては、この指針に基づいて成果目標を設定します。

### 【基本指針見直しの主なポイント】

基本指針	見直しのポイント
1 地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。</li> <li>・ 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討。</li> </ul>
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。</li> <li>・ ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。</li> </ul>
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。</li> <li>・ 就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。</li> <li>・ 地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。</li> </ul>
4 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。</li> </ul>
5 発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。</li> <li>・ 発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。</li> </ul>
6 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。</li> <li>・ 児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。</li> <li>・ 障害児入所支援における18歳以降の支援の在り方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。</li> <li>・ 自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。</li> </ul>

基本指針	見直しのポイント
7 障害者による文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。</li> </ul>
8 障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。</li> </ul>
9 福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。</li> </ul>
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援体制の充実強化</li> <li>・障害児通所支援体制の教育施策との連携</li> </ul>

【成果目標（令和5年度末の目標）の見直しのポイント】

**1 福祉施設の入所者の地域生活への移行**

- 施設入所者の地域生活への移行
  - ・ 地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上
  - ・ 施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減

**2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）（新）
  - ・ 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（平成30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減）
  - ・ 退院率：3か月後69%以上、6か月後86%以上、1年後92%以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）

**3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実**

- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
  - ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

**4 福祉施設から一般就労への移行等**

- 福祉施設から一般就労への移行等
  - ・ 一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍、うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍（新）
  - ・ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新）
  - ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新）

**5 障害児支援の提供体制の整備等**

- 障害児支援の提供体制の整備等
  - ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置
  - ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新）
  - ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
  - ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所確保
  - ・ 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新）

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### ○ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ○ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

## 第3章 成果目標の設定

### 1 施設入所者の地域生活への移行

令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5（2023）年度末における地域生活移行者数の目標値を設定します。

#### ■国の基本指針■

- （1）令和元（2019）年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- （2）令和5（2023）年度末の施設入所者数を、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

#### ■本市の目標■

##### （1）施設入所者の地域移行

- 令和元（2019）年度末時点の施設入所者数167人に対して、令和5（2023）年度末までに4人（2.4%）が地域で暮らすことを目指します。

項目	数値	備考
施設入所者数	167人	・令和元（2019）年度末時点の入所者数（A）
施設入所者の地域移行者数	4人	・令和5（2023）年度末までの地域移行者数（B）
地域生活移行率	2.4%	（B/A）

##### （2）施設入所者の削減

- 令和元（2019）年度末時点の施設入所者数167人に対して、令和5（2023）年度末までに施設入所者数を4人（2.4%）減らすことを目指します。

項目	数値	備考
施設入所者の削減数	4人	・令和5（2023）年度末時点での削減見込者数（C）
施設入所者の削減割合	2.4%	・令和元（2019）年度末時点の入所者数（A）からの削減割合（C/A）

## 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### ■国の基本指針■

- (1) 令和5（2023）年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- (2) 令和5（2023）年度末までの間、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

### ■本市の目標■

	令和5 (2023) 年度
(1) 令和5（2023）年度末までの地域生活支援拠点等の整備箇所数	1 箇所
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数（回/年）	1 回/年

### 3 福祉施設から一般就労への移行等

#### ■国の基本指針■

##### 【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標】

- (1) 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- (2) 上記（1）のうち、就労移行支援事業から、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。
- (3) 上記（1）のうち、就労継続支援A型事業から、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.26倍以上を目指す。
- (4) 上記（1）のうち、就労継続支援B型事業から、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.23倍以上を目指す。

#### ■本市の目標■

- 令和5（2023）年度までに7人が一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和5（2023）年度に2人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援A型事業利用者から、令和5（2023）年度に1人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援B型事業利用者から、令和5（2023）年度に4人が一般就労することを目指します。

	令和元 (2019)年度	令和5 (2023)年度	移行割合 (国の指針)
(1) 一般就労への移行	4人	7人	1.75倍 (1.27倍)
(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	1人	2人	2.00倍 (1.30倍)
(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	1人	— (1.26倍)
(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	3人	4人	1.33倍 (1.23倍)

■国の基本指針■

【就労定着支援事業に関する目標】

- (5) 令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- (6) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率\*が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

※【就労定着率】過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着数の割合

■本市の目標■

- 令和5（2023）年度までに一般就労に移行する7人のうち5人の就労定着支援利用者数を目指します。

	令和5 (2023)年度	移行割合 (国の指針)
(5) 就労定着支援事業の利用者数	5人	71.4% (70.0%)

	令和5 (2023)年度
(6) ①就労定着支援事業所の箇所数	1箇所
(6) ②上記①のうち就労定着率が8割以上の事業所数	1箇所
(6) ③就労定着率8割以上の事業所の割合	100.0% (70.0%以上)



#### 4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、障がいの状況に合わせて入所施設等から地域への移行、地域での定着支援などを推進します。

##### ■国の基本指針■

- (1) 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- (2) 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- (3) 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- (4) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (5) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (6) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (7) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

##### ■本市の目標■

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		1回	1回	1回
(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数		7人	7人	7人
(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	1回	1回	1回
	評価	1回	1回	1回
(4) 精神障がい者の地域移行支援		1人	1人	1人
(5) 精神障がい者の地域定着支援		1人	1人	1人
(6) 精神障がい者の共同生活援助		20人	20人	20人
(7) 精神障がい者の自立生活援助		1人	1人	1人

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### ■国の基本指針■

- (1) 令和5（2023）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可）
- (2) 令和5（2023）年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。（児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等）
- (3) 令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可）
- (4) 令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可）
- (5) 令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。（市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可）
- (6) 令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。（市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可）

### ■本市の目標■

		令和5 (2023) 年度
(1) 児童発達支援センターの設置数		1 箇所
(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		1 箇所
(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数		3 箇所
(4) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数		3 箇所
(5) 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置		1 箇所
(6) 医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置人数	1 人
	配置場所	市

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### ■国の基本指針■

令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

- (1) 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無
- (2) ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
  - ②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を見込む。
  - ③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。

### ■本市の目標■

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
(1) 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
(2) ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6件	6件	6件
(2) ②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
(2) ③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	12回	12回	12回

## 7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

### ■国の基本指針■

令和5（2023）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- （1）都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- （2）障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。

### ■本市の目標■

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
（1）都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		4人	4人	4人
（2）障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	—	—	有
	実施回数	—	—	1回

## 8 発達障がい者等に対する支援

### ■国の基本指針■

- （1）現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
- （2）現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- （3）現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

### ■本市の目標■

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
（1）ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		20人	20人	20人
（2）ペアレントメンターの人数		3人	3人	3人
（3）ピアサポートの活動への参加人数		20人	20人	20人

## 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい者を取り巻く現状の変化や第5期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい者ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

### 1 訪問系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
居宅介護	人/月	195	217	209	215	215	215
	時間/月	3,622	3,690	3,604	3,700	3,700	3,700
重度訪問介護	人/月	2	2	2	2	2	2
	時間/月	443	621	696	800	800	800
同行援護	人/月	21	25	22	25	25	25
	時間/月	253	249	169	250	250	250
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	218	244	233	242	242	242
	時間数/月	4,318	4,560	4,469	4,750	4,750	4,750

注：令和2(2020)年度は11月末日現在の実績値(以下同様)

#### 確保の方策

- サービス提供事業者への情報提供や新規参入の働きかけなどを通じて、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。
- 行動援護、重度障害者等包括支援については、市内に事業所がないことから、利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

## 2 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
生活介護	人/月	260	265	259	265	265	265
	人日/月	5,291	5,366	5,316	5,350	5,350	5,350
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	0	0	0	0
	人日/月	6	1	0	0	0	0
就労移行支援	人/月	8	5	6	10	10	10
	人日/月	130	78	96	150	150	150
就労継続支援 (A型)	人/月	36	34	32	34	34	34
	人日/月	672	606	571	600	600	600
就労継続支援 (B型)	人/月	214	220	248	250	250	250
	人日/月	3,722	3,784	4,137	4,200	4,200	4,200
就労定着支援	人/月	1	3	6	5	5	5
療養介護	人/月	32	31	30	31	31	31
短期入所 (福祉型)	人/月	32	32	28	35	35	35
	人日/月	205	247	236	250	250	250
短期入所 (医療型)	人/月	5	6	2	5	5	5
	人日/月	39	45	13	45	45	45

### 確保の方策

- 身近な地域でニーズに応じた日中活動の場を確保できるよう、サービス提供事業者と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 短期入所については、緊急時の対応強化の面からも、サービス提供体制の強化に向けて、事業者との調整や新規参入の掘り起こしに努めます。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

### 3 居住系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人/月	95	100	104	105	105	105
施設入所支援	人/月	169	167	165	163	163	163

#### 確保の方策

- 共同生活援助については、利用意向のある人に情報提供を行うとともに、施設整備等についての支援制度を周知し、新たな事業者の参入を促進できるように努めます。
- 施設入所支援については、地域移行が可能な施設入所者に対して、積極的に地域移行につながるよう支援するとともに、利用意向のある人に適切に情報提供を行うように努めます。
- 自立生活援助については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

### 4 相談支援

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援	人/月	120	128	177	180	185	190
地域移行支援	人/月	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

#### 確保の方策

- 一人一人に応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の育成や新たな事業者の参入を促進できるように努めます。

## 5 地域生活支援事業

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有
相談支援事業	相談支援事業	箇所	5	5	5	5	5
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	3	1	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用者数	人/年	585	587	450	550	550
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	4	4	1	3	3
	自立生活支援用具	件/年	10	8	7	8	8
	在宅療養等支援用具	件/年	4	7	7	6	6
	情報・意思疎通支援用具	件/年	21	32	28	27	27
	排泄管理支援用具	件/年	1,852	1,838	1,850	1,850	1,850
	住宅改修費	件/年	4	3	2	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人/年	25	14	0	20	20	20
移動支援事業	人/年	77	90	70	80	80	80
	時間/年	582	662	600	620	620	620
地域活動支援センター機能強化事業	I型	箇所	2	2	2	2	2
	II型	箇所	0	0	0	0	0
	III型	箇所	1	1	0	0	0
福祉ホーム事業	箇所	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	6	6	4	4	4	4
日中一時支援事業	箇所	11	11	11	11	11	11
	人/年	75	61	25	55	55	55
社会参加支援事業	箇所	2	2	1	1	1	1
障害者虐待防止対策支援事業(弁護士等派遣要請)	件/年	1	1	0	1	1	1

### 確保の方策

○関係機関やサービス提供事業所等と連携し、ニーズを踏まえたサービスの提供体制の確保に努めます。



## 第5章 障害児福祉サービスの見込量と確保方策

障害児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい児を取り巻く現状の変化や第1期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい児ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

### 1 障害児通所支援

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
児童発達支援	人/月	40	51	54	55	55	55
	人日/月	207	216	228	250	250	250
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	82	85	84	90	90	90
	人日/月	682	706	725	750	750	750
保育所等 訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	1
	人日/月	0	0	0	0	0	4
居宅訪問型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児調整 コーディネーター 配置人数	人/年	0	0	0	0	0	1

#### 確保の方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、身近な地域でニーズに応じたサービスを提供できるよう、サービス提供事業者と連携し、提供体制の確保に努めます。
- 保育所等訪問支援については、児童発達支援センターの設置と併せて提供体制の整備について検討を進めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。
- 医療的ケア児に対するコーディネーターについては、医療的ケア児支援の協議の場の設置と併せて相談支援事業所等と連携し、保健、医療、福祉その他の各関連分野との連絡調整を行う人材の確保に努めます。

## 2 障害児相談支援

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
障害児相談支援	人/月	31	33	39	45	45	45

### 確保の方策

- 一人一人に応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の育成や新たな事業者の参入を促進できるように努めます。